

令和6年度 流山市教育行政施策

1 はじめに

令和5年度は、学校教育の推進にあたり、「学力」、「気力」、「体力」の3つの力を育み、「魅力ある流山の教育」を推進するため、学校・家庭・地域連携による「つながりのある教育」を土台に位置づけ、「教師力の向上」「資質・能力の育成」「心と体の育成」の3つを柱として、「学びに向かう力と自立(自律)した子どもを育む」ことを目標に様々な施策の実現に向け取り組んできました。

流山の教育の推進に努めていく中で、学校教育における課題の多様化が進む現状から、本市においては地域社会の状況を踏まえ、各学校における教育活動の「特色ある活動」が重要方策の一つと捉え進めてきましたが、改めて、「人を育てる」ということは、様々な形で教育活動や子どもたちに関わることが大切であると感じました。

令和6年度は、第3期「流山市教育振興基本計画」に向けての基本方針を定め、教育政策の目標及び指標を示す準備時期でもあります。ついては、第2期「流山市教育振興基本計画」の評価、検証を行い、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状、課題等を明らかにして、充実した教育の推進を図ります。

さて、文部科学省では令和5年6月に「第4期教育基本計画」が閣議決定され、予測不可能な社会においての今後5年間の教育施策が打ち出されました。教育基本計画は、今後の教育の方向性を示す羅針盤となるべきものを目指すともいわれます。今回は、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を大きなコンセプトとして掲げています。

本市においても、国の教育基本計画の基盤である「教育の不易と流行」「教育の羅針盤」を踏まえ、今年度の教育行政施策の具現化を図ります。

2 学校教育

社会全体がより複雑に変化していく中で、学校教育においても課題は多様化してきています。「予測困難な時代」に対応できる資質・能力のより一層の育成を目指すために、子供たち自らが学習(主体的・対話的な学び)し、経験、体験を通して、自治力(課題解決能力)の育成が図られるよう具体的かつ実践的な教育環境整備を行っていきます。

また、教育環境全般にわたり、「つながり」「共感」「創造」を柱とした条件整備を行い、一人ひとりの子供が心の安定を保ち、安心して生活できる学校体制づくりに努めます。

学びに向かう力、受容・共感する力を養い、創造力を育む

(1)確かな学力

全国学力学習状況調査においては、小中学校ともに、全国・県平均を上回っており、小中学生の学力が高水準で推移していますが、自分の考えをまとめたり、理由を説明する能力に課題があることから、全教科の土台となる読解力、表現力を育むためにも、一人ひとりの児童生徒が興味関心を持って授業に臨み、「自らが学ぶ」取り組みの授業スタイルを進めることが重要と考えます。そして、子供個々の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体化した授業実践の推進を図ります。

- ①学習形態の工夫＝言語能力、情報活用能力、課題解決能力等の育成を目指した授業実践。
・板書計画の工夫、協働的な学習の時間を確保、ICT 機器を活用した授業実践
- ②各種教材の利活用＝新聞、図書の利活用を図り、読解力の向上や ICT 機器の有効活用を通して情報活用能力を育む。
・図書(蔵書)の充実、インターネット百科事典の導入、デジタル教科書の活用

(2)豊かな心

将来の予測が困難な時代に、社会の創り手として自分自身のことと捉え、多様な人たちと共通の目標のためにお互いを認め合う「集合知」を築き、共生社会の実現に向けた学びの教育活動の実践に取り組んでいきます。

- ①一人ひとりの子供の特性を理解する取組の実践
 - 教育的ニーズに応じた児童生徒への支援体制の構築として、早期支援体制策の構築。
 - 個別の指導計画・支援計画の作成及び活用(特別支援アドバイザー、サポート教員等関係者の指導、助言)
- ②教科横断的な取組の実践
 - 総合的な学習の時間、特別活動の時間を核とした教科横断的な探究活動、協働的な学びを通して、自治力を育む。
 - 各分野での専門的な知見を持つ人材の活用を通して、グローバル社会に対応できる児童生徒の育成を図る。
- ③子どもの心の変化、困り感等の早期発見に向けた支援体制の構築
 - 児童生徒の実態掌握＝アンケート、各種調査等による実態把握を行い、子供の心の変化にいち早く気づき、早期対応につなげる。
 - 相談体制の構築＝関係機関との支援体制の連携強化、学校との情報共有の徹底を図る。

(3)健やかな体

全国体力・運動能力調査結果からは、令和4年度との比較では、全体として横ばい、向上傾向です。感染拡大防止に努めながら、日頃から運動やスポーツをすることの大切さや楽しさを継続してきたこと。また、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、児童生徒の運動の実施が元に戻ってきたことが要因と考えられます。しかしながら、子供たちの基本的な生活習慣を見ると、健康的な生活には悪影響を与えることが危惧されることから、子供たちの生活習慣の改善と良好な運動習慣の形成に努めていきます。

また、地域社会の一員として、「地域の安全」に意識を向けた体験活動の実践を図ります。

- ①基礎体力の向上、運動に親しむ習慣への計画的な取組の実践
 - 「遊友スポーツランキングちば」への推奨を図り、運動を楽しむ習慣づくりを行う。
 - 体育の授業、休み時間等の日常的な取組を通して、遊びや体づくり運動から、基礎体力の向上を図る。
- ②生活習慣の確立に向けた取組
 - 学校保健、学校給食・食育を通して、自身の基本的な生活習慣の見直し、改善につなげる。
- ③自助・共助・公助への理解、意識向上を図る実践
 - 地域と連携した安全・防災、災害等の体験活動を通して、社会貢献への態度を育む。
 - 緊急時事態の対応として、救急処置(応急処置)法の演習や防災マップの作成。

(4)つながりのある教育

つながりのある教育活動の推進には、特色ある教育活動の活性化を図ることが重要と捉え、各学校における特色ある教育活動の取組を推奨していきます。さらに、コミュニティ・スクールの運用を通して、小中連携した交流活動に取組、地域連携を推進していきます。

また、子供の学びや教職員を支える教育環境の構築に務め、児童生徒及び教職員が主体的に考え、自身や社会に対して、責任ある行動がとれる力を育てていきます。

①子供の自治力の育成を推進する取組

・総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用し、自立・協働を通して新たな価値観を生み出す力を育む。

②教職員を支える教育環境の構築を図る

・教職員自身の多様性・創造性・主体性等の向上を図り、指導力の具現化を目指し、「子供の学ぶ姿勢を問いつける教師」へと育てるための研修を計画、実施する。

③コミュニティ・スクールの設置・運用及び地域学校協働本部事業の一本化

・市内中学校区を柱とした地域学校協働本部事業の活性化とコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置及び運用。

＜コミュニティ・スクール＞【令和3年度から令和5年度】

- ・北部中学校区(江戸川台小学校・新川小学校)
- ・東深井中学校区(東深井小学校・西深井小学校)
- ・東部中学校区(東小学校・向小金小学校)
- ・西初石中学校区(西初石小学校)
- ・南部中学校区(流山小学校・流山北小学校)
- ・八木中学校区(八木南小学校・長崎小学校)
- ・常盤松中学校区(八木北小学校)

＜令和6年度＞

- ・南流山中中学校区(鱈ヶ崎小学校・南流山小学校・南流山第二小学校)
- ・おおたかの森中学校区(おおたかの森小学校・市野谷小学校)
- ・おおぐろの森中学校区(小山小学校・おおぐろの森小学校)

④幼児期からのつながりのある教育の推進

- ・幼児教育支援センターの組織の抜本的な見直しを行い、市内の幼保小の連携の更なる推進と多様性に応じた学びの充実を図る。
- ・幼保教育と小学校教育の円滑な接続、特別な配慮を必要とする子供の支援や保護者が抱える様々な課題の解決のために専門的な職種の人材を配置し、就学前教育の実践に取組む。

3 学校施設

小中学校の施設においては、「流山市学校施設の個別施設計画」をはじめ、各学校からの修繕要望等を精査しながら、子供たちの安全確保を第一優先で整備を進めてまいります。そして、子供たちが安心・安全で学校生活を送れる教育環境整備の充実に努めます。

- (1)江戸川台小学校リニューアル事業をはじめ、既存校の維持管理のための改修等を引き続き行う。
(ロッカー等の改修工事、防水工事、外壁改修工事等)
- (2)児童生徒数推計及び想定値から教室不足が見込まれる学校の校舎増築工事の設計、計画を進める。(おおぐろの森小学校・常盤松中学校)
- (3)経年による給食施設の屋上防水及び外壁改修を行う。
(流山小学校・東小学校・西深井小学校・北部中学校)

生涯学習課➡「文化芸術・生涯学習課」へ組織改編(R6.4.1)
改編の趣旨:文化芸術施策を推進する担当課として、市内外に的確に示す

4 生涯学習

豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のために、事業を推進します。

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

(1)人生を豊かにできる生涯学習の推進

①多様な生涯学習機会の充実を図る

・家庭や学校との連携による「家庭教育講座」や乳幼児から高齢期まで、ライフステージに応じた学習機会の充実に努める。

②読書活動の推進に関する取り組みの充実

・図書をはじめ電子書籍、新聞、雑誌、視聴覚資料等、多様な読書ニーズに応えるとともに、市立図書館と学校図書館との連携を通し、図書館資料の団体貸し出し等の取組を通して、子供たちの読書活動の推進を図る。
・保育所等の市内子育て関連施設に「乳幼児向けブックセット」を設置し、子供の読書活動の推進を図る。

(2)青少年の健全育成体制の充実

青少年が社会の一員として自覚を持ち、他人や社会への思いやりを持てるように学校、地域、各関係団体等との連携を図り、青少年にとって健全な社会環境づくりに努めます。また、青少年やその保護者が一人で悩むことがないよう専門相談員による相談活動の充実に努める。

①地域住民・各種育成団体や関係機関・教員等との連携を図り、体制・事業の充実を図る。

②青少年、保護者の悩みや困り感の早期解決に向け、青少年専門相談員による相談事業の周知を図る。

(3)文化、芸術活動の促進、歴史的文化的遺産の継承

市内の歴史や文化財への関心を高めるため、市内小中学校へ出前授業や文化財・遺跡見学会を実施します。また、市内の歴史的文化的遺産の保存・活用の推進を図ります。

①市民の自発的な文化芸術活動を促進します。

②「秋元家住宅土蔵」の保存・修復を行い、公開・活用を進めていく。

③市内小中学校へ出前授業や文化財・遺跡見学会を実施し、市内の歴史や文化財への興味、関心を高める場を設定する。

④市内に点在している埋蔵文化財を旧東洋学園大学の学生会館に集約し、保管、展示の準備を進めていく。

(4)スポーツ活動の推進

各種スポーツ団体と生涯スポーツ指導者への研修会を通して、指導者としての人材育成に努めます。また、スポーツ環境の整備を進め、より快適な活動場所の提供に努めます。

①「ながれやまスポーツフェスタ」や「流山ロードレース大会」を開催し、スポーツに親しむ機会の場を提供する。

②専門的な知識、経験を持つスポーツ指導の育成を図る。